

有害物質を取扱う事業者の皆様へ

水質汚濁防止法が改正・施行されます

近年、工場・事業場でトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染が相次いでいることから、国は、平成23年6月22日に水質汚濁防止法を改正し、有害物質^{注)}による地下水汚染の未然防止を図ることとしています（平成24年6月1日から施行）。

有害物質を取扱う事業者の方は、下記の改正点に十分にご留意いただき、地下水汚染の未然防止に努めてください。

(1) 届出対象施設の拡大

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造、設備、使用の方法等について、都道府県知事に届け出なければなりません。（法第5条第3項）

「有害物質使用特定施設」：水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とするものをいいます。下水道に排水の全量を放流している場合も届出が必要となりました。

「有害物質貯蔵指定施設」：有害物質を貯蔵するタンク等の施設。今回、新たに届出が必要となりました。

(2) 構造等に関する基準遵守義務の創設

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、「構造等に関する基準」を遵守しなければなりません。（法第12条の4）

- 「構造等に関する基準」とは有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の①施設本体、②施設の設置場所の床面及び周囲、③施設本体に付帯する配管・排水溝等について定めた構造、設備及び使用の方法に関する基準です。
- (1)の届出において、「構造等に関する基準」に適合しないと認めるときは、都道府県知事は構造等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができます。（法第8条第2項）
- また、これらの施設の使用時において、「構造等に関する基準」を遵守していないと認めるときは、都道府県知事は施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善、又は施設の使用の一時停止を命ずることができます。（法第13条の3第1項）

(3) 定期点検の義務の創設

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・設備、使用の方法等について、定期に点検し、その結果を記録、保存しなければなりません。（法第14条第5項）

- 記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられます。（法第33条）

○ 「有害物質」の一覧

1 カドミウム及びその化合物	8 ポリ塩化ビフェニル	16 1,1,1-トリクロロエタン	24 ほう素及びその化合物
2 シアン化合物	9 トリクロロエチレン	17 1,1,2-トリクロロエタン	25 ふつ素及びその化合物
3 有機燐化合物	10 テトラクロロエチレン	18 1,3-ジクロロプロパン	26 アンモニア、アンモニウム
4 鉛及びその化合物	11 ジクロロメタン	19 チウラム	化合物、亜硝酸化合物及び
5 六価クロム化合物	12 四塩化炭素	20 シマジン	硝酸化合物
6 硒素及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	21 チオベンカルブ	27 塩化ビニルモノマー
7 水銀及びアルキル水銀	14 1,1-ジクロロエチレン	22 ベンゼン	28 1,4-ジオキサン
その他の水銀化合物	15 1,2-ジクロロエチレン	23 セレン及びその化合物	

【事業者の方に行っていただくこと】

■届出の手続き

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする方は、設置する60日前に「設置届出書」を各市町村の環境担当窓口まで提出する必要があります。

なお、既に施設を設置している場合の手続きは、以下のとおりです。

●有害物質使用特定施設を設置している方

- ・下水道に排水の全量を放流している場合…「使用届出書」を施行日から30日以内に提出
- ・改正前の法に基づく届出をしている場合…改めて届け出る必要はありません

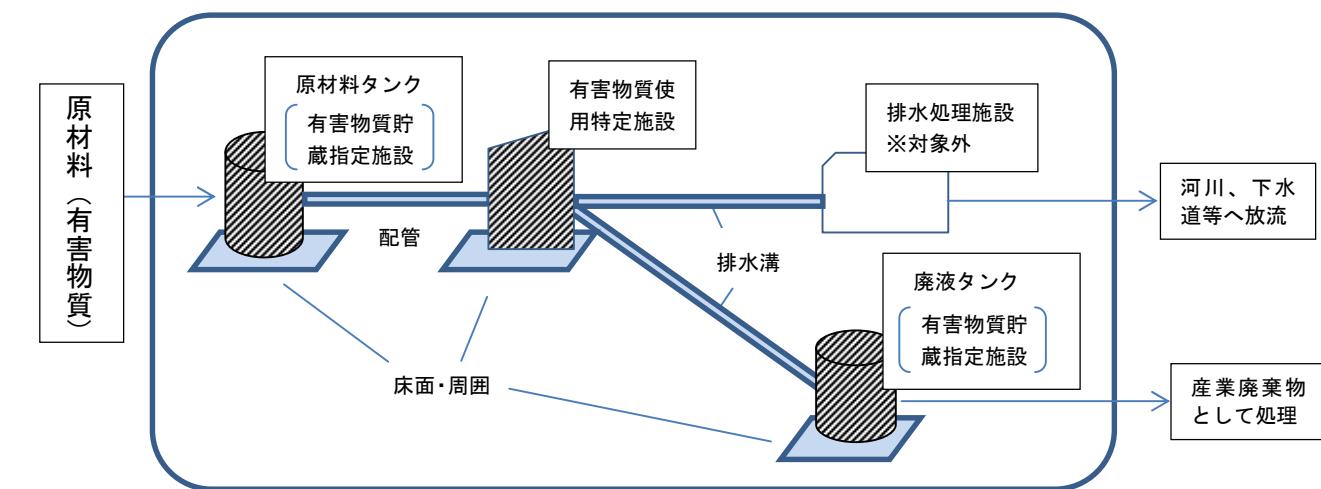
●有害物質貯蔵指定施設を設置している方…「使用届出書」を施行日から30日以内に提出

※「使用届出書」の様式は、<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshoshido/mizu/mizzen.html>から入手できます。

■構造等に関する基準の遵守及び定期点検

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設について、下図の例に示す部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となります。遵守すべき構造等に関する基準、必要な定期点検の内容は裏面を参照ください。

なお、既設の施設については、施行日から3年間（平成27年5月31日まで）は、構造等に関する基準の適用が猶予されます（この場合でも、定期点検の実施は必要です）。



【お問合せ先】

○詳しくは、市町村の環境担当窓口までお問合せください。ただし、下記の市町については、大阪府の各窓口までお問合せください。

島本町、摂津市、門真市、四條畷市、交野市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 水質指導グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 TEL: 06-6210-9585
泉佐野市、高石市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課 大阪府岸和田市野田町3丁目13-2 TEL: 072-437-2530

※本規制の詳しい内容・マニュアルは、以下の環境省のホームページをご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法(早見表)

A:新設施設(平成24年6月1日以後に設置)に適用される基準 B:既設施設(平成24年6月1日より前に設置)でA基準に適合しないものに適用される基準 C:既設施設に平成24年6月1日から3年間に限り適用される基準

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法			対象	構造等に関する基準			定期点検の方法		
	基準区分	内 容		項目	頻度	基準区分	内 容		項目	頻度			
床面及び周囲	A	1 イ 床面は、コンクリート等の不浸透性材料による構造であること ロ 床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること ハ 防液堤等が設置されていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	排水溝等	1 イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 * 排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年1回以上 * 3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上					
		2 1同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		2 1同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度					
		3 床の下の構造が床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの	床の下への漏えいの有無	1月1回以上		1同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度					
	B	1 施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ 漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②排水溝等からの地下への浸透の有無	①6月1回以上 ②1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上				
		2 施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合			2	1同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度				
	C		床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	1月1回以上		①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 * 目視以外の方法による場合 ②排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による排水溝等からの地下への浸透の有無 * ②と同等以上の効果を有する方法による場合	①1月1回以上 * 方法に応じた頻度 ②1年1回以上 * 方法に応じた頻度						
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)			a. ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	地下貯蔵施設	1 イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること ハ 腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	a. 貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合 **貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 **3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上					
配管等 (地上配管)	A 1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上		b. (床面及び周囲がB基準に適合する場合) ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えい等の有無 * 目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合	b. (貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 貯蔵施設からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度					
	A 2	漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置されること				2 1同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度					
	B 1	漏えいが目視で確認できるように設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①6月1回以上 ②6月1回以上		1 イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上					
配管等 (地下配管)	A 1	(配管等をトレーンチ内に設置している場合) イ トレーンチの底面及び側面は、コンクリート等の不浸透性材料によること ロ トレーンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレーンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上 ③1年1回以上		2	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設の内部にコーティングが行われていること	貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 * 方法に応じた頻度				
		イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)	a. 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 **配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 **3年1回以上、かつ、配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上		3	2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	1年1回以上 * 方法に応じた頻度				
		3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		4 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度					
	B	1 トレーンチ中に設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレーンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上		A · B 共通 1 イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること 二 イ～ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること	管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上					
		2 配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上		3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	有害物質使用特定施設等に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上				
		3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 * 方法に応じた頻度						
	C		配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 * 方法に応じた頻度									

注1) A,B,C各基準内のいずれかの区分を満たしていれば、当該基準を満たしていることになります

注2) 内容、項目欄のイロハニ、①②③はすべて満足する必要で、abはいずれかを満足すればよいことを示します